

愛知県公契約基本方針推進本部設置要綱

(目的)

第1条 愛知県公契約条例の基本方針に基づく施策を推進するため、愛知県公契約基本方針推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 推進本部は、愛知県公契約条例の基本方針に基づく施策に関する重要事項を決定し、その取組を推進する。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
- 4 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、公契約に関する課題について調査検討を行う。
- 3 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事及び臨時幹事をもって組織し、それぞれ別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会の会議は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、会計局管理課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

本部員	政策企画局長 総務局長 人事局長 防災安全局長 県民文化局長 環境局長 福祉局長 保健医療局長 経済産業局長 労働局長 観光コンベンション局長 農業水産局長 農林基盤局長 建設局長 都市・交通局長 建築局長 スポーツ局長 会計管理者兼会計局長 企業庁長 病院事業庁長 議会事務局長 教育委員会教育長 警察本部長 監査委員事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長 尾張県民事務所長
-----	---

別表第2

幹事長	会計局次長
副幹事長	会計局管理課長
幹事	政策企画局秘書課長 総務局総務部総務課長 人事局人事課長 防災安全局防災部防災危機管理課長 県民文化局県民生活部県民総務課長 環境局環境政策部環境政策課長 福祉局福祉部福祉総務課長 保健医療局健康医務部医療計画課長 経済産業局産業部産業政策課長 労働局労働福祉課長 観光コンベンション局観光振興課長 農業水産局農政部農政課長 農林基盤局農地部農林総務課長 建設局土木部建設総務課長 都市・交通局都市基盤部都市総務課長 建築局公共建築部住宅計画課長 スポーツ局スポーツ振興課長 会計局管理課担当課長 企業庁管理部総務課長 病院事業庁経営課長 議会事務局総務課長 教育委員会事務局管理部総務課長 警察本部総務部会計課長 監査委員事務局監査第一課長 人事委員会事務局職員課長 労働委員会事務局審査調整課長 尾張県民事務所総務県民課長
臨時幹事	議題に関係する課室等の長